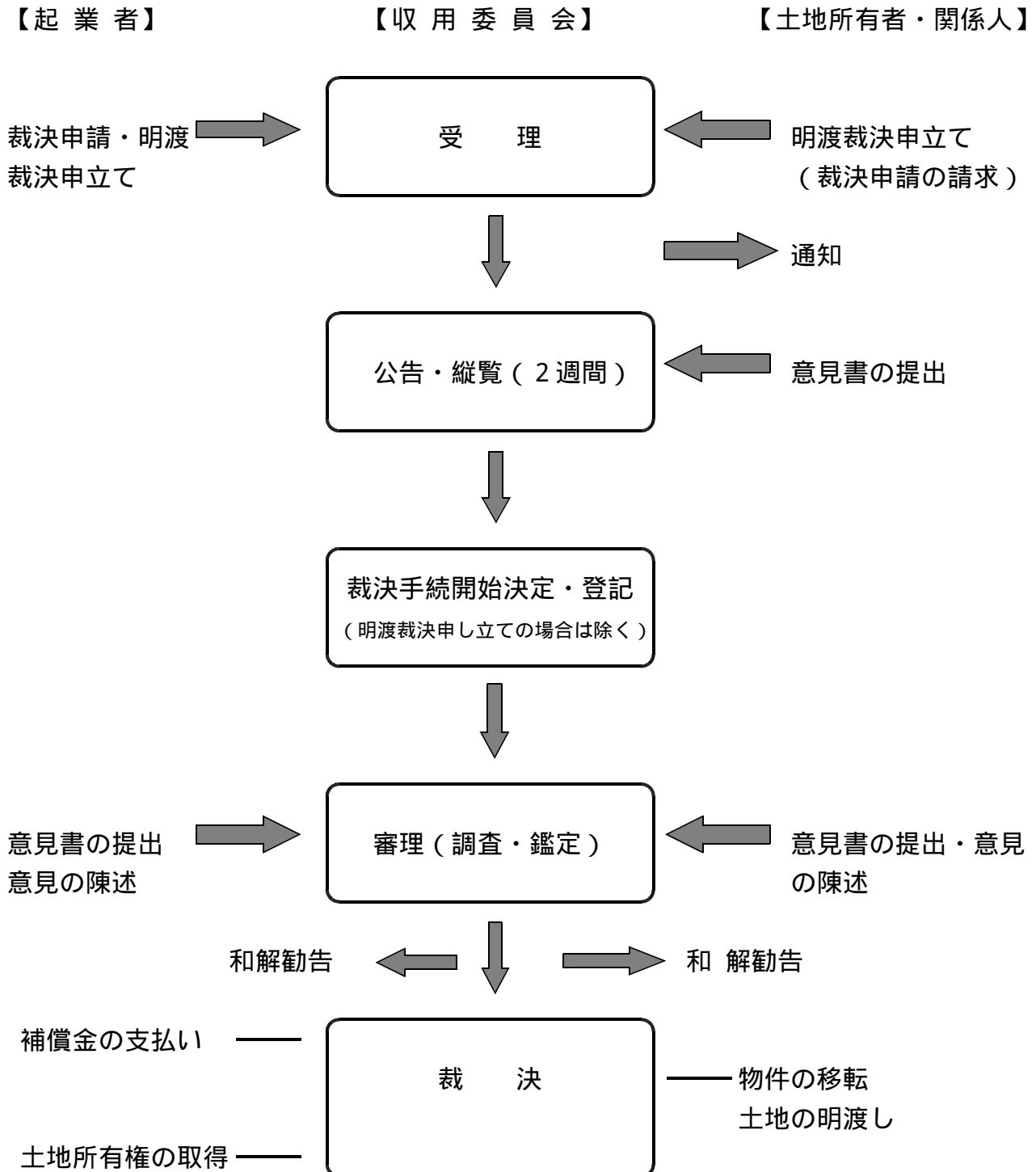


1 裁決手続きのあらまし

(1) 手続きフロー図

収用裁決の手続きは、主に下図のフローに従って進められます。
次項以降で、その概要について、説明します。



主な用語の解説

起業者・・・ 土地収用法などによって、土地を収用または使用することを必要とする公益事業の施行者をいいます。

(国、都道府県、市町、公益法人など)

関係人・・・ 収用の対象となっている土地に関して所有権以外の権利(例えば借地権、抵当権、地上権など)を有する者およびその土地にある建物などの物件の所有者や物件に関して所有権以外の権利を有する者をいいます。

収用・使用・・・ 収用とは、所有権を取得し、所有権以外の権利(借地権など)を消滅させる場合をいい、使用とは、公共事業のために使用する権利を取得し、または権利を制限する場合をいいます。使用も収用と同じ手続きで行われますので、ここでは、収用の場合について説明します。

事業認定・・・ 起業者が行おうとしている事業の必要性(公共のためにその事業を実施する必要があるかどうか)や妥当性(計画の規模、位置、形状が適正かなど)等について判断し、認定することをいいます。

事業認定は、収用委員会に対する裁決申請に先立つ判断であり、国土交通大臣または都道府県知事の権限とされています。